

身体拘束等の適正化のための指針

(令和4年7月1日制定)

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
訪問介護事業所・居宅介護事業所

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない介護の実施に努める。

【身体的拘束等に該当する具体的な行為】

(参考) 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

2. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3要件を全て満たした場合のみとし、虐待防止・身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、本人及び家族への説明と同意を得なければならない。

※やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時的性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

3. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のための体制を維持・強化する。

(1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束等の適正化に取り組むため、「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置する。

① 委員会の構成

福祉サービス課長、事業所長、サービス提供責任者

② 委員会の開催

年4回（6月・9月・12月・3月）の定期開催のほか、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施する場合で、身体拘束の実施状況の確認ややむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件を具体的に検討するために必要があれば臨時に開催する。

③ 委員会における身体拘束等適正化についての検討事項

ア 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討

イ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、及びその解除の方法等

ウ 身体拘束に関する同意書、経過観察・再検討記録書等の様式作成及び見直し

エ 身体拘束廃止に関する取り組み等の職員への周知、及び職員研修等の実施

オ その他身体拘束廃止のために必要な事項の検討

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応・報告に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 虐待防止委員会の臨時開催

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束適正化委員会を臨時に開催し、身体拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているか検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人及び家族に対する同意書を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の目的・内容・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合には、事前に利用者本人・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、現在の状態等を説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

身体拘束の実施状況や利用者の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録する。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 拘束の解除

身体拘束の実施状況等を確認し再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、利用者本人・家族に報告する。

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した利用者への対応を徹底し、職員研修を実施する。

- (1) 定期的な研修の実施(行政等他機関による研修を含む。)
- (2) 新規採用者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

身体拘束等の適正化のための指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。